

型式証明申請者が備えるべき気象測器の検査のための設備の基準

気象測器の型式証明を申請するには、下表「型式証明申請者が備えるべき気象測器の検査のための設備の名称、性能及び数」に規定された検査設備を備える必要があります。

検査のための設備の数は、型式証明を申請する気象測器の検査のために必要な数となります。

検査設備がリース、レンタル等の場合は、申請時に権利関係を示す書類の添付が必要です。

型式証明申請者が備えるべき気象測器の検査のための設備の名称、性能及び数

気象測器の種類	検査のための設備の名称	検査のための設備の性能
ガラス製温度計 イ 二重管温度計 ロ 棒状温度計	1 ガラス製温度計又は電気式温度計	温度計の測定範囲内の温度を測ることができ、計量法（平成4年法律第51号）第135条もしくは第144条の規定に基づく校正またはこれと同等のものとして気象庁長官が認める校正（以下この表において「計量法による校正等」という。）を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。
	2 恒温検査槽	温度分布が一様で、温度計の測定範囲内の目盛を検査できるものであること。
	3 氷点試験器	0度の温度目盛を検査できるものであること。
	4 ひずみ検査器	ガラス加工の残留ひずみの有無を検出できるものであること。
金属製温度計 イ 金属製温度計 ロ 金属製温度計の感部（デジタル型のもの）	1 ガラス製温度計又は電気式温度計	温度計の測定範囲内の温度を測ることができ、計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。
	2 恒温検査槽	温度分布が一様で、温度計の測定範囲内の目盛を検査できるものであること。
	3 デジタル信号の内容を確認する機器（デジタル型の感部に限る。）	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
電気式温度計 イ 電気式温度計 ロ 電気式温度計の感部	1 ガラス製温度計又は電気式温度計	温度計の測定範囲内の温度を測ることができ、計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。
	2 恒温検査槽	温度分布が一様で、温度計の測定範囲内の目盛を検査できるものであること。
	3 氷点試験器	0度の温度目盛を検査できるものであること。
	4 デジタル電圧計 （抵抗体が白金でできているものであって、感部が取り替えられるものに限る。）	測定誤差が正負0.01パーセント以内で、最小表示単位の値が1マイクロボルト以下のものであって、計量法による校正等をうけたもの。
	5 標準抵抗器 （抵抗体が白金でできているものであって、感部が取り替えられるものに限る。）	抵抗値が一定であって温度変化が少なく、計量法による校正等を受けたもの。
	6 可変抵抗器 （抵抗体が白金でできているものであって、感部が取り替えられるものに限る。ただし、電気式温度計の感部を除く。）	抵抗値が0オームから200オームまでの範囲内で可変でき、最小目盛の値が1ミリオーム以下で、計量法による校正等を受けたもの。
	7 直流基準電圧電流発生器 （抵抗体が白金でできているものであって、感部が取り替えられるものに限る。）	発生電圧及び発生電流の誤差が正負0.1パーセント以内のものであること。
	8 デジタル信号の内容を確認する機器（デジタル型の感部に限る。）	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
液柱型水銀気圧計	1 精密型水銀気圧計又は電気式気圧計	計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。
	2 気圧計室	対流がなく、温度分布が一様であること。
	3 自記気圧計	気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。
	4 ひずみ検査器	ガラス加工の残留ひずみの有無を検出できるものであること。
アネロイド型気圧計 イ 船舶用アネロイド型気圧計	1 精密型水銀気圧計又は電気式気圧計	計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。

<p>ロ 船舶用アネロイド型気圧計の感部 (デジタル型のもの)</p> <p>ハ その他のアネロイド型気圧計</p> <p>ニ その他のアネロイド型気圧計の感部 (デジタル型のもの)</p> <p>電気式気圧計</p> <p>イ 船舶用電気式気圧計</p> <p>ロ 船舶用電気式気圧計の感部 (デジタル型のもの)</p> <p>ハ その他の電気式気圧計</p> <p>ニ その他の電気式気圧計の感部 (デジタル型のもの)</p>	<p>2 気圧計室</p> <p>3 圧力検査装置 (アネロイド型指示気圧計 (デジタル型の感部を含む) に限る。)</p> <p>4 圧力検査装置 (アネロイド型自記気圧計 (デジタル型の感部を含む) に限る。)</p> <p>5 圧力検査装置 (電気式気圧計 (デジタル型の感部を含む) に限る。)</p> <p>6 恒温検査槽</p> <p>7 振動試験装置 (船舶用アネロイド型気圧計、船舶用電気式気圧計及びこれらの感部 (デジタル型のもの) を含む) に限る。)</p> <p>8 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)</p>	<p>対流がなく、温度分布が一様であること。</p> <p>920ヘクトパスカルから1,040ヘクトパスカルまでの範囲内の気圧目盛を検査できるものであること。</p> <p>940ヘクトパスカルから1,040ヘクトパスカルまでの範囲内の気圧目盛を検査できるものであること。</p> <p>870ヘクトパスカルから1,050ヘクトパスカルまでの範囲内の気圧目盛を検査できるものであること。</p> <p>0度から30度までの範囲内の温度を一定に保つことができるものであること。</p> <p>振幅2ミリメートル、振動数300回毎分の振動を与えることのできるものであること。</p> <p>当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。</p>
<p>乾湿式湿度計</p> <p>イ 通風型乾湿計</p> <p>ロ その他の乾湿計</p>	<p>1 通風型乾湿計</p> <p>2 圧力計 (その他の乾湿計を除く。)</p> <p>3 通風筒</p> <p>4 ストップウォッチ (その他の乾湿計を除く。)</p>	<p>計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>通風速度に応じた圧力を最小単位10パスカル以下で測定できるものであること。</p> <p>通風型乾湿計の通風筒と同型で、圧力計に連結可能な構造であること。</p> <p>最小目盛の値が1.0秒以下のものであること。</p>
<p>毛髪製湿度計</p> <p>イ 毛髪製湿度計</p> <p>ロ 毛髪製湿度計の感部 (デジタル型のもの)</p> <p>電気式湿度計</p> <p>イ 電気式湿度計</p> <p>ロ 電気式湿度計の感部 (デジタル型のもの)</p>	<p>1 通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計</p> <p>2 湿度検査槽</p> <p>3 飽和槽 (毛髪製湿度計 (デジタル型の感部を含む) に限る。)</p> <p>4 恒温検査槽 (電気式湿度計 (デジタル型の感部を含む) に限る。)</p> <p>5 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)</p>	<p>計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>湿度分布が一様で、低湿度から高湿度までの範囲の値を検査できるものであること。</p> <p>95パーセント以上の湿度を一定に保つことができるものであること。</p> <p>10度から40度までの範囲内の温度を一定に保つことができるものであること。</p> <p>当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。</p>
<p>露点式湿度計</p> <p>イ 露点式湿度計</p> <p>ロ 露点式湿度計の露点計の感部</p>	<p>1 ガラス製温度計又は電気式温度計</p> <p>2 恒温検査槽</p> <p>3 氷点試験器 (感湿体に塩化リチウム水溶液を塗布したものに限る。)</p> <p>4 デジタル電圧計 (感湿体に塩化リチウム水溶液を塗布したものに限る。)</p> <p>5 標準抵抗器 (感湿体に塩化リチウム水溶液を塗布したものに限る。)</p> <p>6 可変抵抗器 (感湿体に塩化リチウム水溶液を塗布したものに限る。ただし、露点式湿度計の露点計の感部を除く。)</p> <p>7 直流基準電圧電流発生器 (感湿体に塩化リチウム水溶液を塗布したものに限る。)</p> <p>8 通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計</p> <p>9 湿度検査槽</p>	<p>温度計の測定範囲内の温度を測ることができ、計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>温度分布が一様で、温度計の測定範囲内の目盛を検査できるものであること。</p> <p>0度の温度目盛を検査できるものであること。</p> <p>測定誤差が正負0.01パーセント以内で、最小表示単位の値が1マイクロボルト以下のものであって、計量法による校正等を受けたもの。</p> <p>抵抗値が一定であって温度変化が少なく、計量法による校正等を受けたもの。</p> <p>抵抗値が0オームから300オームまでの範囲内で可変でき、最小目盛の値が1ミリオーム以下で、計量法による校正等を受けたもの。</p> <p>発生電圧及び発生電流の誤差が正負0.1パーセント以内のものであること。</p> <p>計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>湿度分布が一様で、低湿度から高湿度までの範囲の値を検査できるものであること。</p>

	10 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
風杯型風速計 イ 風杯型風速計 ロ 風杯型風速計の感部 (光電式またはデジタル型のもの)	1 圧力計	風洞風速の圧力を最小単位10パスカル以下で測定でき、計量法による校正等を受けたもの。
	2 風洞	0メートル毎秒から10メートル毎秒までの一定風速を発生させることができるものであること。
風車型風速計 イ 風車型風速計 ロ 風車型風速計の感部 (光電式またはデジタル型のもの)	3 ピトー管	動圧管及び静圧管のある構造で、計量法による校正等を受けたもの。
	4 回転試験器 (超音波式風速計(デジタル型の感部を含む)を除く。)	風速計の測定範囲内の風速に相当する回転数を正負0.5パーセント以内の精度で発生することができるもので、計量法による校正等を受けたもの。
超音波式風速計 イ 超音波式風速計 ロ 超音波式風速計の感部 (デジタル型のもの)	5 周波数カウンタ (風杯型風速計及び風車型風速計の光電式の感部に限る。)	誤差が正負0.5パーセント以内で最小単位が1ヘルツ以下で、計量法による校正等を受けたもの。
	6 電子カウンタ (風程時間を求める型の風速計に限る。)	誤差が正負0.5パーセント以内で最小単位が0.001秒以下であること。
	7 ストップウォッチ (平均風速を求める型の風速計に限る。)	最小目盛が0.1秒以下で測定できるものであること。
	8 恒温検査槽	零下20度から40度までの範囲内の温度を一定に保つことができるものであること。
	9 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
電気式日射計 イ 電気式日射計 ロ 電気式日射計の感部	1 電気式日射計の感部	気象業務法第28条第1項の規定による合格の検定を受けたものであること。
	2 比較測定装置	1による電気式日射計の感部を基準とした比較測定により、他の電気式日射計の感部の感度値を正負2パーセント以内で決定できるものであること。
	3 特性検査装置	電気式日射計の感部の精度に影響を与える主な特性を定量的に検査できるものであること。この特性の中には、角度特性、温度特性、直線性、水平度等が含まれるものとする。
	4 デジタル電圧計	測定誤差が正負0.01パーセント以内で、最小表示単位の値が1マイクロボルト以下のものにおいて、計量法による校正等を受けたもの。
	5 基準電圧発生装置 (電気式日射計の感部を除く。)	誤差が正負0.1パーセント以内のものであって、計量法による校正等を受けたもの。
	6 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
貯水型雨量計 イ 貯水型雨量計 ロ 貯水型雨量計の感部 (デジタル型のもの) ハ 受水器 ニ 雨量ます	1 フラスコ(受水器を除く。)	1、2、5ミリメートルの雨量に相当する容積を有するもので、計量法による校正等を受けたもの。
	2 ビュレット(雨量ます及び受水器を除く。)	40ミリメートルの雨量に相当する容積以上を有するもので、計量法による校正等を受けたもの。
	3 口径ゲージまたはノギス (雨量ますを除く。)	口径ゲージについては、受水口径に0.3パーセント加えたもの及び0.3パーセント減じたものであること。ノギスについては、最小目盛の値が0.1ミリメートル以下のものであること。
	4 ひずみ検査器(貯水型雨量計の感部及び受水器を除く。)	ガラス加工の残留ひずみの有無を検出できるものであること。
	5 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
転倒ます型雨量計 イ 転倒ます型雨量計 ロ 転倒ます型雨量計の感部 ハ 受水器	1 ビュレット(受水器を除く。)	40ミリメートルの雨量に相当する容積以上を有するもので、計量法による校正等を受けたもの。
	2 口径ゲージまたはノギス	口径ゲージについては、受水口径に0.3パーセント加えたもの及び0.3パーセント減じたものであること。ノギスについては、最小目盛の値が0.1ミリメートル以下のものであること。
	3 デジタルタイマー(受水器を除く。)	最小単位の値が0.001秒以下で接点時間を測定できるものであること。
	4 ストップウォッチ(受水器を除く。)	最小目盛が0.1秒以下で測定できるものであること。
	5 水準器(受水器を除く。)	角度0.1度以下を感じるものであること。
	6 記録計または指示計 (転倒ます型雨量計の感部に限る。)	転倒回数を時間単位で測定できるものであること。
	7 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)	当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。
積雪計 イ 積雪計 ロ 積雪計の感部	1 鋼製巻尺	日本産業規格B7512に定められた等級一級の巻尺であること。
	2 検査台	積雪計の送受波(光)部と積雪面に相当する反射板が正対するように取り付

<p>(デジタル型のもの)</p>	<p>3 可変抵抗器 (光電式のものを除く。)</p> <p>4 水準器</p> <p>5 デジタル信号の内容を確認する機器 (デジタル型の感部に限る。)</p>	<p>けられ、反射板は送受波 (光) 部から 50 センチメートル以上の距離を自由に移動でき、1 センチメートルごとに任意の位置に停止させることができるものであること。</p> <p>抵抗値が 0 オームから 100 オームまでの範囲内で可変でき、最小目盛の値が 10 ミリオーム以下で、計量法による校正等を受けたもの。</p> <p>角度 0.1 度以下を感じるものであること。</p> <p>当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。</p>
<p>ラジオゾンデ イ ラジオゾンデ (1) ラジオゾンデ (2) ラジオゾンデ (気圧計を用いないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオゾンデ用温度計 ・ラジオゾンデ用気圧計 ・ラジオゾンデ用湿度計 	<p>1 ガラス製温度計または電気式温度計 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用温度計に限る。)</p> <p>2 電気式気圧計 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用気圧計に限る。)</p> <p>3 通風型乾湿計又は電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用湿度計に限る。)</p> <p>4 恒温検査槽 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用温度計に限る。)</p> <p>5 圧力検査装置 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用気圧計に限る。)</p> <p>6 恒温恒湿槽 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用湿度計に限る。)</p> <p>7 微風速計 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用温度計に限る。)</p> <p>8 送風機 (ラジオゾンデ又はラジオゾンデ用温度計に限る。)</p> <p>9 振動試験装置</p> <p>10 電子計測器</p> <p>11 デジタル信号の内容を確認する機器</p>	<p>零下 8.5 度から 4.0 度までの温度を測ることができ、計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第 28 条第 1 項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>5 ヘクトパスカルから 1,040 ヘクトパスカルまでの範囲の気圧を測ることができ、計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第 28 条第 1 項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第 28 条第 1 項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>零下 8.5 度から 4.0 度までの範囲内の温度を一定に保つことができるものであること。</p> <p>5 ヘクトパスカルから 1,040 ヘクトパスカルまでの範囲内の値を検査できるものであること。</p> <p>湿度分布が一様で 15 パーセントから 95 パーセントまでの範囲内の値を検査でき、かつ、零下 4.0 度から 4.0 度までの範囲内の温度を一定に保つことができるものであること。</p> <p>0 メートル毎秒から 6 メートル毎秒までの風速を測ることができ、計量法による校正等を受けたもの又は気象業務法第 28 条第 1 項の規定による合格の検定を受けたもの。</p> <p>0 メートル毎秒から 5 メートル毎秒までの風速を発生させることができるものであること。</p> <p>振幅 3 ミリメートル、振動数 1,000 回毎分の振動を与えることのできるものであること。</p> <p>ラジオゾンデが送信する感部の電気抵抗その他物理量を測定できるもので、計量法による校正等を受けたもの。</p> <p>当該デジタル信号の内容を確認することができるものであること。</p>
<p>その他の複合気象測器</p>	<p>当該複合気象測器を構成する気象測器に係る検査のための設備</p>	

注 検査のための設備の数は、型式証明を申請する気象測器の検査のために必要な数とする。